

# 学校法人会計基準改正の動向

※本資料は、学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書(令和6年1月31日)及び配布資料の主だった内容のみを要約したものです。一部修正・加工しています。原文は下記の文部科学省HPをご覧ください。



[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/126/index.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/126/index.html)

# 学校法人会計基準改正について

---

## ▶ ポイント

1. 改正の考え方	3
2. 情報開示	5
3. 改正の概要	6
4. 作成書類等	8
5. 計算書類・附属明細書の体系	10
6. 計算書類に係る注記事項について	11
(1)セグメント情報	12
(2)子法人の注記	17
7. 附属明細書の内容	18
8. 財産目録	20
9. 会計基準の特例	21
10. 施行時期	23
11. スケジュール	24
<参考>知事所轄学校法人の計算関係書類の体系	25

# 1. 改正の考え方

本解説資料で使用する文言は、報告書及び各資料に沿った表現を使用しています。  
文言の表すところは以下となっています。

本資料での表現	対象となる学校法人	分類
知事所轄学校法人	都道府県知事が所轄する学校法人 ...高等学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、専修学校、各種学校を設置している学校法人	
文部科学大臣所轄学校法人等	①文部科学大臣が所轄する学校法人(私立大学及び私立高等専門学校を設置)	①
	②知事所轄学校法人のうち、以下の <u>基準1・基準2をどちらも満たす法人</u> (私立学校法施行令により今後規定) 基準1) 各年度の事業活動収入10億円又は負債20億円以上 基準2) 3以上の都道府県において学校を設置又は広域の通信制課程の高等学校を設置	②
その他の学校法人等	知事所轄学校法人のうち、分類②に該当しない法人	③

ごく一部の法人が②に、大多数の法人は③に区分

# 1. 改正の考え方

---

## ■ 現行の学校法人会計基準

国又は都道府県から経常的経費について補助を受ける学校法人が適正な会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成するに当たっての統一的な会計処理の基準として、昭和46年に文部省令により定められた

## ■ 令和5年度改正私立学校法

- ✓ ガバナンス強化の観点から、学校法人会計基準の根拠が改正私立学校法に位置づけられる
- ✓ ステークホルダー(※)への情報開示を主な目的とする基準として整備することが必要となった
- ✓ 専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人(準学校法人)に対しても、学校法人会計基準が適用

※【改正私立学校法が想定するステークホルダーの例(太字は従来の「利害関係人」)】

学生・生徒・児童・幼児(「学生等」という。以下同じ。)・**保護者等**、卒業生、入学予定者、運営者、教職員等、**債権者**、寄付者、産業界等、所轄庁、日本私立学校振興・共済事業団、評価機関等

### 【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.1~2、7

## 2. 情報開示

会計監査人設置自体が任意

	文部科学大臣所轄学校法人等			その他の学校法人等		
	備置き (※1)	閲覧 (※2)	公表	備置き (※1)	閲覧 (※3)	公表
計算書類	○	○	○	○	△	努力義務
事業報告書	○	○	○	○	△	努力義務
附属明細書	○	○	○	○	△	努力義務
監査報告	○	○	○	○	△	努力義務
会計監査報告	○	○	○	(○)	(△)	努力義務
財産目録	○	○	○	○	△	努力義務

- ※1 定時評議員会の日の一週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置く(従たる事務所には、写しを3年間備え置く)  
ただし計算書類等、監査報告を電磁的記録で作成し、閲覧請求に応ずる措置として文部科学省令で定めるものをとっている場合を除く
- ※2 何人も、学校法人の業務時間内は、いつでも、閲覧請求等を行うことができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。
- ※3 利害関係人及び債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、閲覧請求等を行うことができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

### 【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P6 一部加筆修正

# 3. 改正の概要(計算関係書類の体系)

参考資料 1

## 計算関係書類の体系イメージ

**ポイント**

- ✓ 情報開示に適さない書類は位置づけや様式を変更。
- ✓ 内訳表を計算書類から除き、代わりにセグメント情報を追加。

### 現会計基準による計算書類

- ・私立学校振興助成法が根拠
- ・所轄庁による補助金の適正配分が目的

### 新会計基準による計算関係書類・財産目録

- ・私立学校法が根拠
- ・ステークホルダーへの情報開示が目的

**計算書類**

- ・資金収支計算書
  - ・資金収支内訳表 (※)
  - ・人件費支出内訳表 (※)
  - ・活動区分資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書
  - ・事業活動収支内訳表 (※)
- ・貸借対照表
  - ・固定資産明細表
  - ・借入金明細表
  - ・基本金明細表

(※) 計算書類からは除き、私立学校振興助成法で提出を求める書類として位置付ける

注記は計算書類の末尾に記載することを明示

利害関係者にとって著しく不利益となるおそれのある項目等、部分的に様式を変更したうえで附属明細書へ

**計算関係書類**

**計算書類**

- ・資金収支計算書
- ・活動区分資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書
- ・貸借対照表
- ・注記事項
  - ・セグメント情報
    - ※学校、附属施設等の部門別の情報表示
  - ・子法人
    - ※私学法上の子法人に係る情報表示

**附属明細書**

- ・固定資産明細書
- ・借入金明細書
- ・基本金明細書

※計算関係書類は全て備置き・閲覧の対象となる(私立学校法) また、全てインターネットによる公表(★1)の対象とする方向(施行規則)

※計算関係書類は全て会計監査人監査(★2)の対象とする方向(施行規則)

★1 大臣所轄法人等は公表が義務付け・その他の法人は努力義務  
★2 大臣所轄法人等は会計監査人設置が義務付け・その他法人は任意

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.38

# 3. 改正の概要（知事所轄学校法人について）

⇒各書類の位置づけや組み換えは行われていますが、全体として大きな変更はありません。

## 現会計基準による計算書類

### 計算書類

- ・資金収支計算書
  - ・資金収支内訳表
  - ・人件費支出内訳表
- (・活動区分資金収支計算書)
  - ※①省略可
- ・事業活動収支計算書
  - ・事業活動収支内訳表
- ・貸借対照表
  - ・固定資産明細表
  - ・借入金明細表
  - (・基本金明細表)
  - ※②高校法人以外は省略可

## 新会計基準による計算関係書類

### 計算関係書類

- 計算書類
  - ・資金収支計算書
  - (・活動区分資金収支計算書)
    - ※①大臣所轄学校法人等を除き、省略可
  - ・事業活動収支計算書
  - ・貸借対照表
  - ・注記事項
    - (・セグメント情報)
      - ※学校、附属施設等の部門別の情報表示
      - ⇒省略可
    - ・子法人
      - ※私学法上の子法人に係る情報表示
- 附属明細書
  - ・固定資産明細書
  - ・借入金明細書
  - (・基本金明細書)
  - ※②大臣所轄学校法人等を除き、高校法人以外は省略可

注記は計算書類の末尾に記載することを明示

部分的に様式を変更したうえで附属明細書へ

計算書類からは除き、私立学校振興助成法で提出を求める書類として位置付ける

※計算関係書類は全て備置き・閲覧の対象となる（私立学校法）  
また、知事所轄学校法人（大臣所轄学校法人等を除く）はインターネットによる利用を含めて公表は努力義務

※知事所轄学校法人（大臣所轄学校法人等を除く）の会計監査人設置は任意  
なお、任意設置する場合は知事所轄学校法人に関する特例（※①、※②の省略可）の適用なし

# 4. 作成書類等(その1: 監査の対象書類)

監査の対象書類整理表 (案)

私学法上の所轄・機関設計	大臣所轄学校法人等 会計監査人必置：会計監査→監事監査 (私学法144 I)	その他の学校法人 (知事所轄) 会計監査人の設置は任意	
		会計監査人任意設置：会計監査→監事監査 (私学法18 II)	会計監査人非設置：監事監査のみ (私学法18 I)
私学助成なし	<b>ケース1</b> <b>私学法監査※ 1</b> ・計算書類及び附属明細書監査 私学法第104条2項 ・財産目録監査 私学法86条、私学法施行規則案42条	<b>ケース2</b> <b>私学法監査※ 1</b> ・計算書類及び附属明細書監査 私学法第104条2項 ・財産目録監査 私学法86条、私学法施行規則案42条	会計監査人による私学法監査なし ※計算書類及び附属明細書、 財産目録は監事監査を受ける
私学助成あり	<b>ケース3</b> <b>私学法監査※ 1</b> ・計算書類及び附属明細書監査 私学法第104条2項 ・財産目録監査 私学法86条、私学法施行規則案42条  <b>助成法監査※ 1</b> ・内訳表に関する監査※ 2 私学法附則第19条 →助成法第14条4項 助成法施行規則案第2条	<b>ケース4</b> <b>私学法監査※ 1</b> ・計算書類及び附属明細書監査 私学法第104条2項 ・財産目録監査 私学法86条、私学法施行規則案42条  <b>助成法監査※ 1</b> ・内訳表に関する監査※ 2 私学法附則第19条 →助成法第14条4項 助成法施行規則案第2条 (+α：都道府県の判断による)	<b>ケース5</b> 会計監査人による私学法監査なし ※計算書類及び附属明細書、 財産目録は監事監査を受ける  <b>助成法監査※ 1</b> ・計算書類及び附属明細書監査※ 3 私学法附則第19条 →助成法第14条2項、3項 ・内訳表に関する監査※ 2 助成法施行規則案第2条 (+α：都道府県の判断による)

都知事所轄準学校法人のほとんどが該当

小中高校・特支・幼稚園を設置する都知事所轄学校法人のほとんどが該当

大臣所轄学校法人等に該当する学校法人のほとんどが該当

※ 1 この表における表記の意義は以下のとおり  
 私学法監査：私学法に基づき「会計監査人」が実施する監査（「会計監査人」は、私学法が定める機関のひとつ。）  
 助成法監査：助成法に基づき「公認会計士または監査法人」が実施する監査

※ 2 補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない旨を規定予定。  
 なお、現行、一会計年度に一学校法人に交付される補助金の額が1,000万円に満たない場合を意味するものであることとされる。  
 （「私立学校振興助成法等の施行について（昭和51年4月8日文管振第153号 文部事務次官達）」）

※ 3 補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、監査不要（助成法第14条2項）

※現状、都が監査対象に上乗せしている書類はありません。

# 4. 作成書類等(その2:提出書類等)

## 私立学校振興助成法に基づく提出書類等について(案)

小中高校・特支・幼稚園を設置する  
都知事所轄学校法人のほとんどが該当

会計監査人設置法人で  
私学助成を受けている法人

ケース3  
ケース4

①計算書類

- ・資金収支計算書
- ・活動区分資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書
- ・貸借対照表

私



②附属明細書

私



③収支予算書

私助

④会計監査報告書※1

私

(⑤財産目録

私)

会計監査人非設置で  
私学助成を受けている法人

ケース5

①計算書類

- ・資金収支計算書
- ・活動区分資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書
- ・貸借対照表

私



②附属明細書

私



③収支予算書

私助

④①②についての公認会計士等  
による監査報告※2、3

私助

上記書類の提出にあたり添付を求める書類※4  
(計算書類とは位置付けない)

- ・資金収支内訳表
- ・人件費支出内訳表
- ・事業活動収支内訳表
- ・人件費支出内訳表についての  
公認会計士等による監査報告※2

助

助

助

助



- ・資金収支内訳表
- ・人件費支出内訳表
- ・事業活動収支内訳表
- ・人件費支出内訳表についての  
公認会計士等による監査報告※2、3

助

助

助

助



<所轄庁の定めにより添付書類の追加が可能>

私 私学法が作成根拠

助 助成法が作成根拠

★会計監査人による監査(私学法)の監査対象

★公認会計士等による監査(助成法)の監査対象

黒字: 法人作成書類

青字: 監査主体作成書類

※1 監査の詳細は私学法施行規則で規定予定

※2 私学助成法監査の詳細は私学助成法施行規則(新設)等で規定予定

※3 監査報告書は一体で作成される

※4 私学助成法施行規則で規定予定

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 第8回資料4 P.8 一部加筆修正

※都知事所轄準学校法人は、  
補助金交付要綱等で求めら  
れていなければ提出は不要

# 5. 計算書類・附属明細書の体系

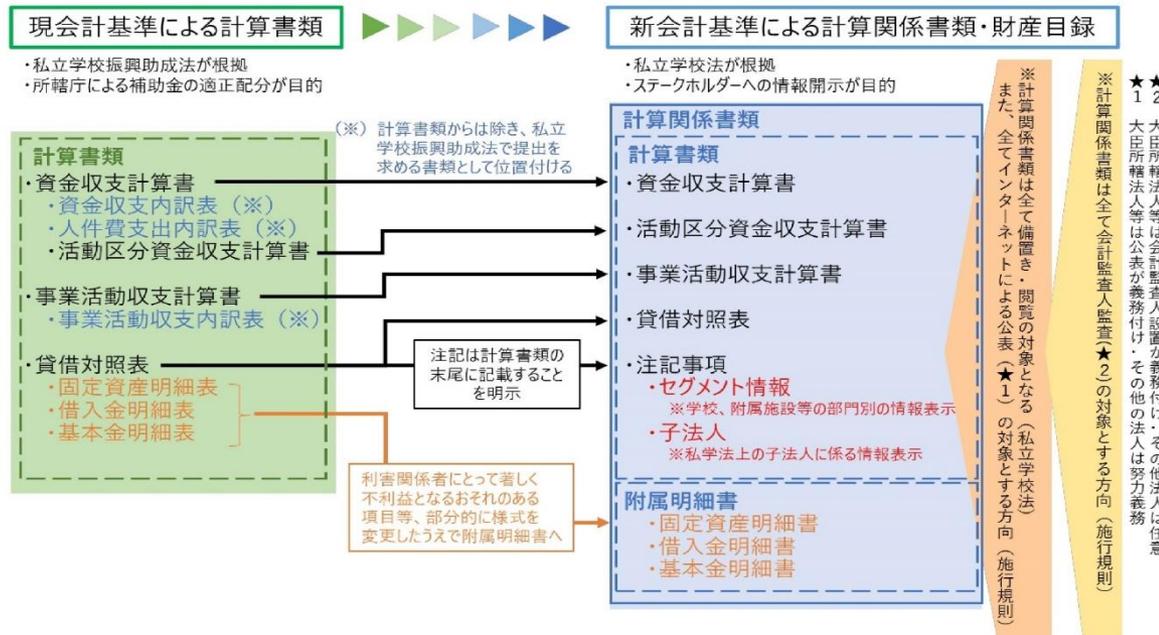
<再掲>

参考資料1

## 計算関係書類の体系イメージ

ポイント

- ✓ 情報開示に適さない書類は位置づけや様式を変更。
- ✓ 内訳表を計算書類から除き、代わりにセグメント情報を追加。



## 計算関係書類

- 資金収支計算書
- 活動区分資金収支計算書  
(※知事所轄学校法人(大臣所轄学校法人等を除く)は省略可)
- 事業活動収支計算書
- 貸借対照表
- 附属明細書
  - ・ 固定資産明細書
  - ・ 借入金明細書
  - ・ 基本金明細書

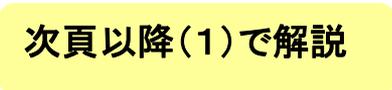
内訳表(資金収支内訳表、人件費支出内訳表、事業活動収支内訳表)は計算書類からは除き(助成法では作成)、部門別の情報としてセグメント情報を注記

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する  
検討会 報告書 P.9 一部加筆修正

## 6. 計算書類に係る注記事項について

---

- 「注記」の節を設け、計算書類の末尾に記載することを明示
- 貸借対照表の様式から脚注を削除
- 注記すべき項目として以下の内容を追加もしくは明記
  - セグメント(部門別)情報(※知事所轄学校法人は省略可)
  - 子法人  
  - 重要な偶発債務
  - 関連当事者との取引の内容に関する事項
  - 重要な後発事象

---

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.17 一部加筆修正

## 6(1)セグメント情報(その1)

※知事所轄学校法人は省略可

### ■ セグメント区分

大臣所轄学校法人等に該当  
していても、省略可能

- 各学校法人等の業務内容等に応じた適切な区分に基づき、セグメント別の明細を表示
- ただし、以下に掲げる区分に基づくセグメント情報については、全ての学校法人等において共通に表示する。
  - ① 私立大学(短期大学を含む)、私立高等専門学校
  - ② ①以外の私立学校(高等学校、中学校、小学校、幼稚園)、私立専修学校及び私立各種学校
  - ③ 病院
  - ④ その他(学校法人部門、病院以外の附属施設、保育所、学校法人共通)

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.18 一部加筆修正

## 6(1)セグメント情報(その2)

大臣所轄学校法人等に該当  
していても、省略可能

### ■ 配分基準

- 原則的な配分基準:「経済実態をより適切に表す配分基準」
- 例外的な配分基準:現行の「資金収支内訳表の配分基準」  
(採用した配分基準を注記する)

### ■ 当分の間の取扱い

- 配分基準について、原則的な配分基準の策定は技術的な困難があり、「経済実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまでの当分の間は、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用する
- セグメント区分について、「経済の実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまでの当分の間の選択可能な取扱いとして、セグメント区分の①、③を集約可能とする
- 「経済の実態をより適切に表す配分基準」が策定できた段階で、上記(セグメント区分)(配分基準)記載の取扱いとする。ただし、例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を用いる期間については、今後検討する

【出典】

## 6(1)セグメント情報(その3)

※知事所轄学校法人は省略可

### ■ 開示科目

教育活動**収入計**

教育活動**支出計**

教育活動**収支差額**

教育活動外**収支差額**

経常**収支差額**

特別**収支差額**

基本金組入前当年度**収支差額**

基本金組入額合計

当年度**収支差額**

大臣所轄学校法人等に該当  
していても、省略可能

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.18、19 一部加筆修正

# 6(1) セグメント情報(その4)

※知事所轄学校法人は省略可

大臣所轄学校法人等に該当していても、省略可能

参考資料3

学校法人会計基準在り方に関する検討会  
第8回 資料1-1 一部加筆修正

## セグメント情報について

➤ セグメント情報は、以下の区分・配分基準で開示を進めることで合意（第6回検討会 2023/10/20 開催）。

区分

【区分ア】

当分の間、選択可能 【区分イ】（「経済実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまで）

配分基準

原則：「経済実態をより適正に表す配分基準」（新基準） ← 新規策定  
(技術的課題あり、検討に1年程度必要)

例外：現行の「資金収支内訳表の配分基準」（現行基準） ← 現存はこちらのみ

➤ 今後の対応関係は、以下の通り。

A 当分の間

(「経済実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまで)

B 「経済実態をより適切に表す配分基準」

策定後

区分	配分基準
【区分ア】 + 選択可能	現行基準
【区分イ】 +	現行基準

区分	配分基準
原則	【区分ア】 + 新基準
例外	【区分ア】 + 現行基準

【出典】

# 6(1) セグメント情報(その5)

※知事所轄学校法人は省略可

大臣所轄学校法人等に該当していても、省略可能

## セグメント情報の開示イメージ (区分)

学校法人会計基準在り方に関する検討会  
第8回 資料1-1 一部加筆修正

【区分ア】 原則的な集約可能範囲

部 門 科 目	(何) 大学	(何) 短期 大学	(何) 高等専 門学校	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学 校・専門学校等	病院	その他
教育活動収入計						
教育活動支出計						
教育活動収支差額						
教育活動外収支差額						
経常収支差額						
特別収支差額						
基本金組入前当年度収支差額						
基本金組入額合計	△	△	△	△	△	△
当年度収支差額						

【区分イ】 例外的な集約可能範囲 ※病院は「大学・短大・高専」に含む

部 門 科 目	大学・短大・高 専	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学 校・専門学校等	その他
教育活動収入計			
教育活動支出計			
教育活動収支差額			
教育活動外収支差額			
経常収支差額			
特別収支差額			
基本金組入前当年度収支差額			
基本金組入額合計	△	△	△
当年度収支差額			

- ・当分の間、【区分ア】の対応が困難な場合のみ選択可能
- ・原則的な配分基準の検討にかかる期間を限度として、【区分ア】に移行

【出典】

## 6(2) 子法人の注記

- 改正私立学校法の施行規則で規定される子法人について記載する注記を新設
- 主な記載項目
  - ① 子法人の概要
  - ② 当学校法人と子法人の取引の関連図
  - ③ 子法人との取引の状況
  - ④ 子法人の債務に係る保証債務

子法人：学校法人がその経営を支配している法人として施行規則で定めるもの

・当該学校法人又はその1若しくは2以上の子法人が意思決定機関における議決権の過半数を有する他の法人  
・意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が50/100を超える他の法人  
イ 当該学校法人の役員、評議員、職員  
ロ・・・(以下略)

今後、施行規則において、子法人の定義を規定予定(学校法人が議決権の過半数を有する他の法人等を定め、現行の注記対象である学校法人の出資による会社や関係法人とは異なる定義となる予定)

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.24 一部加筆修正

## 7. 附属明細書の内容(その1)

---

### ■ 固定資産明細書

増減理由の記載判断基準については、3,000 万円の閾値を削除し「贈与、災害による廃棄その他特殊な事由」又は「同一科目について総資産の1%」を基準とする

### ■ 借入金明細書

- 借入先については、金融機関の種類(ex.公的金融機関、市中金融機関、その他)とし、個別の金融機関名を開示しない
- 記載項目については、期首残高、当期増加額、当期減少額、期末残高、返済期限、摘要(資金用途等)とする

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.13

## 7. 附属明細書の内容(その2)

---

### ■ 基本金明細書

- 第1号基本金について、増減項目を簡素化 学校法人合計での「土地」「建物」「構築物」等の貸借対照表の小科目項目とし、その詳細について記載することまでは求めない
- 第2号基本金、第3号基本金及び第4号基本金については現行のままとする
- 基本金組入れ及び取崩の計算過程を明示するため、基本金各号ごとに、「組入対象額」と「取崩対象額」の行を加え、差し引きで「当期組入額(又は当期取崩額)」を記載する様式とする
- 第2号基本金の組入れに係る計画表及び第3号基本金の組入れに係る計画表については、明細書として作成を要しないこととする(理事会決定情報等の内部情報が記載されるため、そのまま開示されると法人運営上不利益が生じるおそれがあるため)

---

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.13、16

## 8. 財産目録

- 財産目録は以下の情報を開示する目的で毎会計年度において作成する
  - 計算関係書類とは別に、作成等を要する書類として位置づけ
  - ・学校法人等全体の財産の状況
  - ・貸借対照表(収益事業に係る貸借対照表を含む)に含まれる資産及び負債の明細等
- 学校法人会計基準の一項目として、財産目録の作成基準を定める
  - 資産側に「収益事業会計資産」、負債側に「収益事業会計負債」の区分を設け、資産・負債ともに収益事業を区分する様式とする
  - 収益事業元入金は、相殺対象となる収益事業の純資産が財産目録に表示されないものの、元入金と相殺したとみなし、財産目録には収益事業元入金を記載しない
  - 資金貸付等、それぞれの資産・負債に表れる債権・債務にかかる内部取引については、相殺消去し、財産目録には資産・負債ともに記載しない

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.28 一部加筆修正

## 9. 会計基準の特例

- 知事所轄学校法人については、現状の「知事所轄学校法人の特例」の取扱いを維持する  
ただし、文部科学大臣所轄学校法人等に区分される知事所轄学校法人については、特例の対象外とする
- 会計監査人を任意設置する知事所轄学校法人は「知事所轄学校法人に関する特例」の対象外とする
- 準学校法人(※)については、知事所轄学校法人に該当することから、現行の「知事所轄学校法人に関する特例」と同様の特例を設ける  
※準学校法人：専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人

### 【現行の知事所轄学校法人に対する特例(概要)】

特例の内容	高等学校を設置する知事所轄学校法人	高等学校を設置しない知事所轄学校法人	根拠条文
活動区分資金収支計算書の作成省略	可	可	学校法人会計基準第37条
基本金明細表の作成省略	不可	可	学校法人会計基準第37条
徴収不能引当金の計上省略	不可	可	学校法人会計基準第38条
第4号基本金の全部又は一部を組み入れない	不可	可	学校法人会計基準第39条

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.31、32 一部加筆修正

## 9. 会計基準の特例

### <参考> 知事所轄学校法人に対する特例一覧表(まとめ)

特例の内容	以下、①又は②に該当 ①文部科学大臣所轄学校法人等 ②知事所轄学校法人で、会計監査人を任意設置する学校法人	知事所轄学校法人(①、②を除く)	
		高等学校の設置あり	高等学校設置なし
活動区分資金収支計算書の作成省略	不可	可	可
基本金明細表の作成省略	不可	不可	可
徴収不能引当金の計上省略	不可	不可	可
第4号基本金の全部又は一部を組み入れない	不可	不可	可

## 10. 施行時期

---

- 速やかに学校法人会計基準の改正を行った後、1年程度の準備期間を置き、令和7年4月から施行する
- セグメントの原則的な配分基準として定める「経済実態をより適切に表す配分基準」の検討を速やかに行い、必要な改正を行うとともに、学校法人の準備期間を設ける

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.34

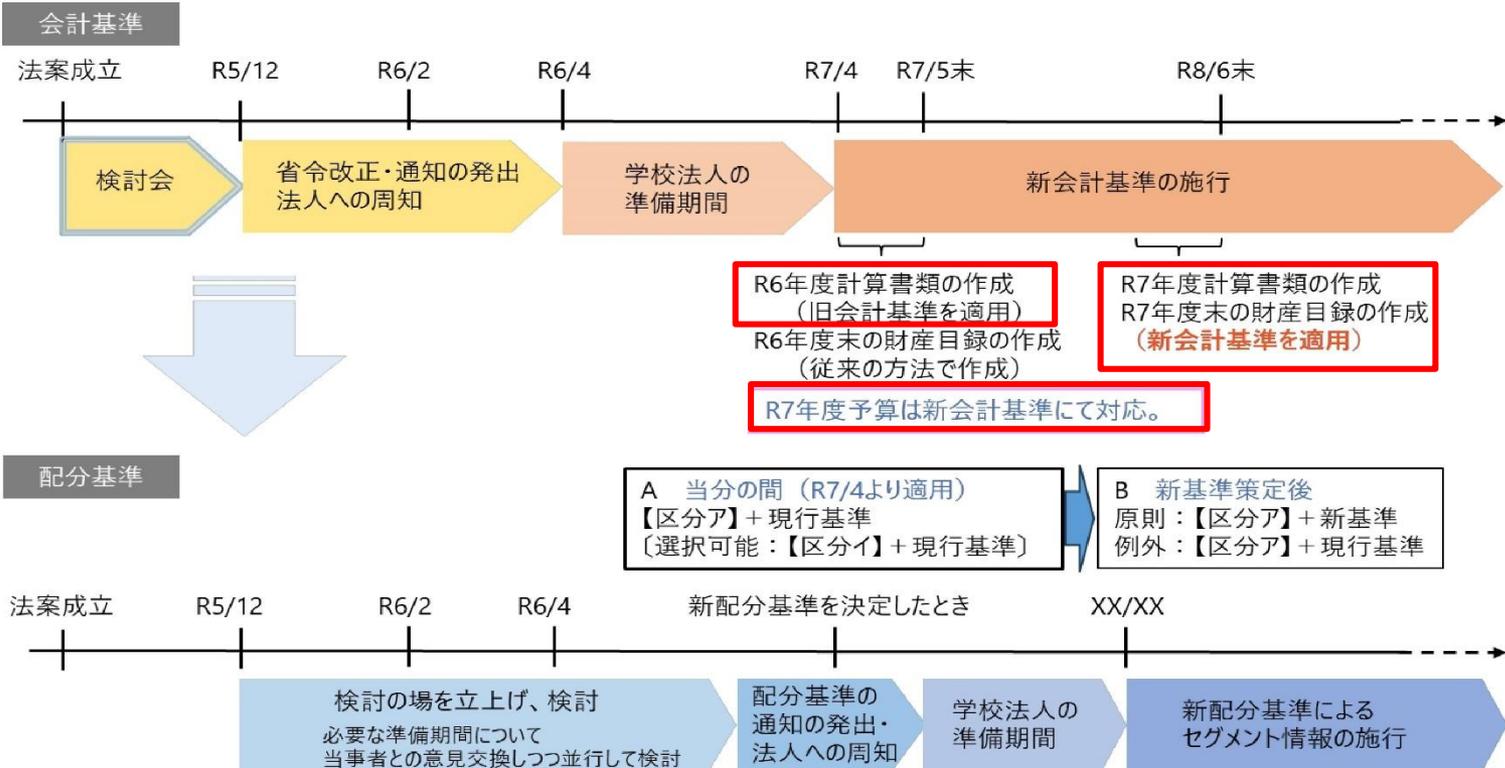
---

# 11. スケジュール

## 学校法人会計基準改正とセグメント配分基準の検討スケジュール

学校法人会計基準在り方に関する検討会  
第8回 資料1-1 一部加筆修正

### スケジュール（イメージ）



58

3

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.58

<再掲>

# <参考> 知事所轄学校法人の計算関係書類の体系

⇒各書類の位置づけや組み換えは行われていますが、全体として大きな変更はありません。

